破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８４１４号
大阪府枚方市長尾元町７丁目82番１―201号、申立時の住所大阪府枚方市田口山３丁目19番１―109号
債務者　福田　英樹
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３８号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目６番14―303号
債務者　前田　　強
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３９号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目17番15号
債務者　西田ゆかり（旧姓近江）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３９号
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号　昭和グランドハイツ恵美須309号
債務者　坂田　旭康
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４１号
大阪市浪速区桜川２丁目９―５　ラ・プレミア桜川601、住民票上の住所大阪市西区靱本町３丁目10番10―1102号
債務者　望月　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４０号
大阪市東淀川区井高野１丁目１番27号
債務者　川端　　進
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５９号
大阪府門真市栄町26番10号
債務者　増本由美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９１号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番37―606号
債務者　吉田勇洙こと　金　　勇洙
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０１号
大阪市平野区瓜破東２丁目９番４号　エル平野502
債務者　大東　明子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７６号
大阪府東大阪市横小路町４丁目９番58―207号
債務者　亀井　瑠衣（旧姓山腰）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６８号
大阪市生野区巽中１丁目18番12―902号
債務者　西川　由美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９５号
大阪府豊中市勝部３丁目６番26号
債務者　竹中　節夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０９号
大阪府摂津市東正雀19番58―207号
債務者　松田　昌也
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２０号
大阪市城東区成育５丁目４番10号
債務者　大﨑一昌こと　姜　　一昌
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３２号
大阪市浪速区戎本町２丁目８番18号
債務者　甲斐さちえ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５９号
大阪府茨木市若園町37番25号
債務者　川野　哲矢
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１１号
大阪府豊中市宮山町２丁目３番63号
債務者　三輪久仁子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部